

# 通学支援事業（中央区モデル事業） の概要

令和7年6月  
移動支援事業所・学校向け説明資料

相模原市 健康福祉局 地域包括ケア推進部  
高齢・障害者支援課



この説明の記載内容は、移動支援・通学支援ガイドライン（令和7年4月発行（初版））から抜粋しています。

本ガイドラインは、相模原市公式ホームページで「1032887」と検索又は次のQRコード等のリンク先に掲載しています。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。  
通信料は閲覧者で御負担ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/shogai/service/1032887.html>

位置：トップページ > 子育て・健康・福祉 > 福祉  
> 障害者福祉  
> 障害のある人のための制度案内  
> その他福祉サービス  
> 通学支援事業（中央区モデル事業）

ページ番号：1032887



# 1 概要

移動支援と通学支援の概要は、次の表のとおりです。

サービスの名称	サービスの概要
移動支援 (ガイドヘルプサービス)	屋外での移動に困難がある <u>障害者又は障害児</u> について、 <u>外出</u> のための支援を行うもの
通学支援	屋外での移動に <u>大きな</u> 困難がある <u>障害児</u> について、 <u>通学</u> のための支援を行うもの（後述の要件等あり） ※ 中央区にお住まいの方に限定して令和7年7月にモデル事業として開始（予定）



## 2 対象者等

### (1) 対象者の要件

サービスを受ける方の要件は、次の表のとおりです。特に、通学支援では移動支援と異なり、知的障害B1・B2の方、精神障害2・3級の方及び難病等の方は対象にならないこと、対象者は中央区にお住まいの方であること、市内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（私立を除きます。）（以下「市内公立小中高校等」といいます。）の児童・生徒であることに御注意ください。

		移動支援	通学支援
障害等	視覚障害	視覚障害1～6級	
	全身性障害	肢体不自由1級で両上肢及び両下肢の機能障害等	
	知的障害	知的障害（A1～B2）	知的障害（A1・A2）
	精神障害	精神障害1～3級	精神障害1級
	難病等	視覚、下肢又は体幹機能に障害	—
その他	—	—	中央区にお住まいの方
	—	—	市内公立小中高校等の児童・生徒
	施設入所者及び同行援護利用者は利用不可		

## (2) 保護者の要件

通学支援の利用に当たっては、現に対象者と同居する親権を行う者（未成年後見人を含みます。以下同じ。）の全てが就労のために1週間に1回以上の頻度で対象者の登校又は下校の付き添いができないこと等が要件です。

(参考) 現に対象者と同居する親権を行う者 (例)

- ・ 障害児と同居する者が、父母と祖父母の場合
  - ・ 障害児と同居する者が、父母と兄弟の場合
- ⇒現に同居する親権を行う者は父母



## ア 通学支援を利用できる場合（例）

（ア）現に対象者と同居する親権を行う者の全てが就労のために1週間に1回以上の頻度で対象者の登校又は下校の付き添いができない場合

- ・ 父：通勤、就労及び退勤（以下「就労等」といいます。）のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可  
母：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校のみ付き添い不可  
⇒月曜日から金曜日までの登校のみ通学支援を利用可能
- ・ 父：離別のため、現に同居していない状況  
母：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可  
⇒月曜日から金曜日までの登校及び下校の通学支援を利用可能
- ・ 父：単身赴任のため、現に同居していない状況  
母：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可  
⇒月曜日から金曜日までの登校及び下校の通学支援を利用可能



## イ 通学支援を利用できない場合（例）

（ア）現に対象者と同居する親権を行う者のいずれか1人以上が就労しておらず、対象者の登校及び下校の付き添いができる場合

- ・ 父：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可

母：無職であり、求職中

（イ）現に対象者と同居する親権を行う者のいずれか1人以上に障害等があるものの、登校及び下校の付き添いに支障があるとは言えない場合

- ・ 父：就労等のため、月曜日から金曜日までの登校及び下校の付き添い不可

母：就労しておらず、登校及び下校の付き添いに支障があるとは言えない障害の程度である状況

（ウ）登校又は下校に付き添う者を別の者に代わることができる場合

- ・ 父：就労等のため、月曜日の登校のみ付き添いができない状況

母：就労等のため、月曜日の登校のみ付き添いができる状況



### 3 対象となる外出等、対象とならない外出等（例）

#### （2）通学支援

※ 移動支援で対応できる支援は、通学支援では対象となりません。

##### ア 対象となる通学等（例）

通学支援は、現に対象者と同居する親権を行う者の全てが就労のために1週間に1回以上の頻度で対象者の登校又は下校の付き添いができない場合等における支援であり、次の例が挙げられます。

- ・ 自宅と市内公立小中高校等の間における移動
- ・ 普段登校する市内公立小中学校等と通級指導教室が所在する小中学校等の間における移動
- ・ 自宅と市内公立小中学校等に向かうスクールバスの集合場所の間における移動
- ・ 通学支援の対象となる外出前の自宅における登校準備（同居者が行うことができない場合に限ります。）
- ・ 市内公立小中高校等への入場から教員に引き渡すまでの移動



## イ 対象とならない通学等（例）

- ・ 児童クラブ、フリースクール、学習塾・予備校等の無認可の教育施設、幼稚園、認定こども園、保育園、私立小中高校、高等専門学校、専修学校（専門課程）、短期大学、大学、大学院又は障害児通所支援等に係る移動
- ・ ヘルパー1人当たり利用者1人を超える移動
- ※ 同一の住民票に記載されている障害児2人に限り対象とします。
- ・ ヘルパーが運転を行っている時間
- ・ 部活動のための普段登校する中学校等以外への移動
- ・ 校外学習や修学旅行のための自宅から集合場所までの移動及び解散場所から自宅までの移動
- ・ 校外学習中又は修学旅行中における移動



## 6 報酬（令和7年7月現在）

サービス提供時間等	身体介護あり	身体介護なし
20分を超え30分以下（移動支援のみ）	275 単位	113 単位
30分以下（通学支援のみ）		
30分 を超え 1.0時間以下	435 単位	214 単位
1.0時間を超え 1.5時間以下	632 単位	298 単位
1.5時間を超え 2.0時間以下	721 単位	373 単位
2.0時間を超え 2.5時間以下	810 単位	448 単位



## 8 よくある質問と回答

### (1) サービスについて

問 10 障害の認定を受けていないものの特別支援学級に通っている児童・生徒から通学支援の利用について相談があった。サービスを提供することは可能か？

答 通学支援の利用に当たっては現に対象者と同居する親権を行う者の要件を設けているほか、サービスを受ける方の要件として、例えば身体障害については相模原市障害児通学支援事業実施要綱において「身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、視覚障害を有するもの又は肢体不自由の1級のものであって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの若しくはこれに準ずる者」という趣旨で規定しているため、特別支援学級等に通学していることをもって支給が可能とはなりません。詳しくは、巻末に掲載したサービスの利用手続きに係る問い合わせ先に相談ください。

問 11 移動支援を利用している児童・生徒でなければ、通学支援を利用することはできないのか？

答 移動支援を利用していなくても、通学支援を利用することは可能です。



問 12 通学支援について、校門で教員に児童・生徒を引き渡すべきか？  
教室まで支援すべきか？

答 引き渡す場所について規定はありませんので、保護者を通して学校と事業者で調整ください。

また、通級指導教室が普段通っている学校と別の学校にある場合についても、保護者を通して引き渡し方法の調整をしてください。

なお、市からは、保護者に対して、通学支援の利用前における学校への連絡内容等のチェックリストを配付する予定です。



### (3) その他

問 28 通学支援事業の提供の開始や緊急時の連絡方法等について、事業所から学校に報告等を行うべきか？

答 サービス提供の開始や緊急時の連絡方法等について、サービス提供開始前に保護者が学校に報告・相談することを想定しております。このため、通学支援事業の契約時等において、事業所は、保護者に対して学校に連絡するように促してください(市からは、保護者に対して、通学支援の利用前における学校への連絡内容等のチェックリストを配付する予定です)。

なお、学級閉鎖及び早退等の緊急時の連絡経路は、学校⇒保護者⇒登録通学支援事業所 を想定しております。

問 33 通学支援は令和7年7月からモデル事業として中央区にお住まいの方に限定して行われるが、今後、全市的に実施される見込みはあるか？

答 モデル事業の実施状況を踏まえて検討します。



## 9 問い合わせ先

問い合わせ内容	問い合わせ先	
サービスの内容について、通学支援事業者の登録について	高齢・障害者支援課 障害支援班 電話：042-769-8355	
サービスの利用手続きについて ※ 通学支援は中央区にお住まいの方のみ	中央区	中央高齢・障害者相談課 身体・知的福祉班 電話：042-769-9266 精神保健福祉班 電話：042-769-9806

高齢・障害者支援課の所在地  
 相模原市中央区富士見6-1-1  
 ウェルネスさがみはら B館 3階

中央高齢・障害者相談課の所在地  
 相模原市中央区富士見6-1-1  
 ウェルネスさがみはら A館 1階



## 参考資料

- ・ 相模原市障害児通学支援事業実施要綱  
<https://df1-jg.dl-law.com/sagamihara-youkou/>  
上記のURLから、「障害児通学支援事業実施要綱」で検索



- ・ 事業所向け様式集(障害福祉情報サービスかながわ)  
<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-2.html?topid=13>

